

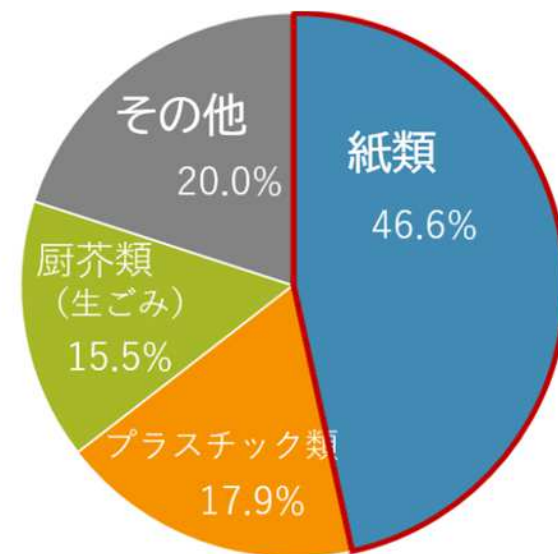
事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組

令和8年5月27（水）
川崎市環境局施設部処理計画課

事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組

□現在の状況

- 事業系焼却ごみに占める紙類の割合が4割と依然として高い。
- 他政令市では、リサイクル可能な紙類の搬入禁止が主流（政令市17/20市）
- 令和8年4月に川崎市資源循環型社会形成推進計画の行動計画（R8～11年度）に当取組を盛り込んだ。



川崎市資源循環型社会形成推進計画URL

< <https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000181/181704/honnpen.pdf> >

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

序章

5 計画期間

- ① **基本計画**は、令和 8 (2026)年度から令和19(2037)年度までの**12年間**
- ② **行動計画**は、令和 8 (2026)年度から令和11(2029)年度までの**4年間**



図 計画期間

基本計画及び行動計画は、川崎市総合計画及び川崎市総合計画第4期実施計画と整合を図り12年間と4年間の期間とし、その後、社会経済情勢を踏まえ、行動計画は概ね4年程度を目途に、基本計画や行動計画の進捗状況等を踏まえて策定します。

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第1章 現状と課題

1 現行計画の総括

(1) 現行計画の概要 (一般廃棄物処理基本計画)

基本理念	地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
計画期間	2016～2025年度
計画目標	① 1人1日ごみ排出量10%削減(998g→898g※1) ② ごみ焼却量4万t削減(37万t→33万t) ※1 2022.3に見直し898g→872g



主な取組 (計画期間中の新たな取組)

- ・2017年度 事業系搬入手数料の改定
- ・2018年度 災害廃棄物等処理実施計画の策定
- ・2019年度 生活環境事業所を統廃合し5→4生活環境事業所体制へと移行
- ・2020年度 一時多量ごみの制度開始
- ・2021年度 大規模集合住宅など一部地域における普通ごみ収集運搬業務委託化
- ・2022年度 資源物等の持ち去り禁止に関する条例施行
- ・2023年度 粗大ごみ処理手数料の改定
- ・2024年度 廃棄物発電等を活用した地域エネルギー会社を介して公共施設に電力供給開始
- ・2024年度 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収開始(川崎区から先行開始)

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第1編 基本計画 第1章 現状と課題

1 現行計画の総括

(3) 現行計画の目標の達成状況

一般廃棄物処理基本計画 (2014～2025)

目標項目	基準年度 (2014年度)	実績 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2024年度時点)
1人1日あたりのごみ 排出量	998g	793g	872g	達成
ごみ焼却量	37.0万t	31.5万t	33.0万t	達成

産業廃棄物処理指導計画 (2022～2025)

目標項目	基準年度 (2019年度)	実績 (2023年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2023年度時点)
排出量	2,556千t	2,483千t	2,500千t	達成
再生利用率	32%	34%	32%	達成
廃プラスチック類再生利用率	58%	71%	71%	達成
最終処分量	68千t	56千t	43千t	未達成

※産業廃棄物は2023年度実績が最新値

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

1 現行計画の総括

(4) 現行計画の評価

一般廃棄物については「地球環境にやさしい持続可能なまち」の実現をめざして市民・事業者・行政の協働のもと、循環型の廃棄物処理に向けて取組を進めた結果、**ごみの減量化・資源化は進み、現行計画で掲げた目標を前倒しで達成**しました。

また、**廃棄物埋立処分場**についても、当初は令和10(2028)年度で満杯になる状態でしたが、令和35(2053)年度まで**延命化**しています。

産業廃棄物については、適正処理等を推進した結果、現行計画で掲げた目標のうち、**排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率**は令和5(2023)年度で**達成**、**最終処分量**は目標には達成していないものの、**減少傾向の見込み**です。

さらに、「資源循環」「低炭素」「自然共生」などの地域活動に取り組む市民や事業者等との情報共有・連携を進めた結果、地域全体で環境意識の向上や協働の取組が広がり、持続可能なまちづくりに向けて進展しつつある状況です。

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

2 ごみ処理の現状（一般廃棄物）

➤ 詳しくはP89へ

(5) 焼却ごみの組成（事業系ごみ）

- ・ごみ搬入手数料の改定や社会状況の変化、内容審査体制の強化などにより焼却量は減少傾向です。
- 一方、産業廃棄物のプラスチック類は未だに約1.6万tが市の処理施設へ混入しています。

表 事業系焼却ごみ中の組成の推移

焼却の内訳※1	2014	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014-2024	増減率
紙類	5.4万t	4.1万t	3.7万t	3.4万t	3.5万t	3.7万t	4.2万t	▲1.3万t	▲23%
プラスチック類	2.8万t	2.0万t	1.5万t	1.4万t	1.3万t	1.4万t	1.6万t	▲1.3万t	▲44%
厨芥類	1.9万t	2.2万t	2.0万t	2.3万t	2.5万t	2.0万t	1.4万t	▲0.5万t	▲28%
その他※2	1.9万t	2.3万t	2.4万t	2.3万t	2.2万t	2.0万t	1.8万t	▲0.1万t	▲7%
焼却量	12.1万t	10.5万t	9.5万t	9.4万t	9.4万t	9.1万t	8.9万t	▲3.2万t	▲26%

※1 事業系焼却ごみの組成（3か年移動加重平均）から焼却物を算定

※2 その他：紙おむつ、繊維類、草木類、金属類、ガラス類等

※3 四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

2050年を見据えた基本理念を設定

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

【廃棄物行政の近況及び背景】

- ・地球は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に直面、環境収容力を超えつつあります。
- ・国は、第六次環境基本計画（2024年）において「循環共生型社会」の実現を打ち出すとともに、**第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年）では「循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略」に掲げ、中長期的な方向性を「ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの同時達成」、将来像を「循環経済への移行により、循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現した世界」としています。**

【社会状況の変化及び今後の課題】

- ・人口減少への転換・少子高齢化の急速な進行などへの対応とともに、昨今の気候変動の危機的状況を踏まえ、市事業の約4割を占めている廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの削減など、**廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は今後一層重要**となります。



川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

1 基本理念

【本市の強み】

- ・ 多種多様な**環境技術・環境産業**が集積しており、持続可能な社会の構築に取り組んでいる**環境先進都市**です。
- ・ 市民の環境教育・学習活動も活発であり、**1人1日あたりのごみ排出量が政令市で最少**となるなど、大きな成果を達成しています。

■目指す将来像

- ・ 本市の強みである**環境意識の高い市民・事業者との協働**や高度なリサイクル産業を活用することで、**資源循環・循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行、**廃棄物焼却量の削減**や**CCUSの導入**などにより、**温室効果ガス排出量実質ゼロ**を実現
- ・ 災害や少子高齢化等を踏まえた**安全・安心な収集・処理体制**の確立により、**トップランナー**として**地球環境にやさしい持続可能なまち**を実現

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

2 基本方針

基本理念の実現に向け、計画期間の取組の方向性を基本方針として設定

全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します

- ・環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す循環経済への移行を促進します。
- ・特にプラスチックの資源循環の促進を目指し、市域を超えた資源循環・脱炭素に大きく貢献します。

市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します

- ・市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な3R+Renewableを推進します。
- ・徹底的な3Rにより、焼却量を大幅に削減し、脱炭素に大きく貢献します。

社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

- ・一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理を確保します。
- ・高齢社会、脱炭素、強靱化など社会課題に対応した安全・安心な処理体制を構築します。

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第3章 目標

1 2037年度の目標

目指す将来像を見据えて、次のとおり5つの目標を設定



【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を約1割削減 (一般廃棄物)



793g (2024年度) → 712g (2037年度)

※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ、粗大ごみ、資源物、資源集団回収事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計)

【目標2】 ごみ焼却量を約5万t削減 (一般廃棄物)



31.5万t (2024年度) → 26.6万t (2037年度)

※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 プラスチック資源分別率を約2倍増加 (一般廃棄物)



33% (2024年度) → 60% (2037年度)

※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量)
プラ資源：プラスチック容器包装-プラスチック製品

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率を維持(産業廃棄物)



34% (2023年度) → 34% (2037年度)

※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加(産業廃棄物)



71% (2023年度) → 83% (2037年度)

※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量/市内からの廃プラスチック類排出量

事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組

2 ごみ排出量等の目標の考え方

- ・一般廃棄物は、市町村が総括的処理責任を有し、市町村が主体となって地域特性にあった具体的手法を選択し、分別収集処理や広報、指導などに取り組んでいます。
- ・基本理念に基づいた具体的な令和32(2050)年の目指す将来像を想定し、その実現を図るため目標値を設定しました。

項目	考え方
ごみ焼却量 (一般廃棄物)	<ul style="list-style-type: none">・目指す将来像に向けて、更なるごみの減量化・資源化が重要となり、焼却せざるを得ないごみはエネルギー回収と炭素回収し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指す必要・CCUS等の導入にあたっては、技術的・経費的な課題もあることから、その前提として、市民や事業者等と連携し、まずは最大限焼却量の削減を図ることが重要・焼却量を23～24万トンまで削減することで、現行の3処理センター体制から2処理センター体制を実現することなども可能となり、資源循環、脱炭素化、経済性などを考慮した持続可能なカーボンニュートラル型廃棄物処理体制の構築を図ることができる・そこで、2050年までに焼却量を23～24万トンとすることを想定し、2037年度の目標値を設定

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第4章 基本施策・施策

1 基本計画の体系

基本理念・基本方針	基本施策	施策	行動計画
<p>「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指して」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します ○ 市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します ○ 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります 	I 循環経済への移行	<ul style="list-style-type: none"> I (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 I (2) エネルギー資源の効果的な活用 I (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組 I (4) 循環型ライフスタイルの実践促進 	<p>具体的事業 (重点を含む)</p>
	II 「環境市民」意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> II (1) 情報発信の充実 II (2) 環境教育・環境学習の推進 II (3) 市民参加の促進 II (4) まちの美化推進 	
	III ごみの減量化・資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> III (1) 家庭系ごみの減量化・資源化 III (2) 事業系ごみの減量化・資源化 III (3) 産業廃棄物の減量化・資源化 III (4) 市の率先したごみの減量化・資源化 	
	IV 安全・安心な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> IV (1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立 IV (2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進 IV (3) 効果的・効率的な処理体制の構築 IV (4) 環境に配慮した処理体制の構築 	
	V 健康的で快適な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> V (1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進 V (2) 不適正排出対策等の取組 V (3) 生活排水の適正な処理 V (4) 産業廃棄物の適正処理の促進 	

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第2編 第1期行動計画 第1章 目標

第1章 目標

行動計画の目標

第1期行動計画は基本計画と同様の目標項目とし、経過年度である**2029年度の目標値**を設定

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を約7%削減（一般廃棄物）



793g（2024年度） ➡ 742g（2029年度） ※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ、粗大ごみ、資源物、資源集団回収) 事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】 ごみ焼却量を約3万t削減（一般廃棄物）



31.5万t（2024年度） ➡ 28.7万t（2029年度） ※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 プラスチック資源分別率を約1.5倍増加（一般廃棄物）



33%（2024年度） ➡ 51%（2029年度） ※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量) プラ資源：プラスチック容器包装・プラスチック製品

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）



34%（2023年度） ➡ 34%（2029年度） ※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率を約1割増加（産業廃棄物）



71%（2023年度） ➡ 77%（2029年度） ※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量/市内からの廃プラスチック類排出量

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第2編 第1期行動計画 第4章 具体的事業

基本計画		行動計画
基本施策	施策	具体的事業
IV 安全・安心な処理体制の構築	IV(1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立	38 災害発生時の分別方法等の周知
		39 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 重点
	IV(2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進	40 有害廃棄物・処理困難物への取組
		41 廃棄物処理施設等の補修・整備
		42 安定的な処理体制の運営
		43 堤根処理センターの建替
		44 資源化処理施設等の整備
		45 計画の点検・評価等
	IV(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	46 効果的な経済手法の研究
		47 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討
		48 内容審査による不適物の搬入抑制
		49 リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し
		50 一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用
IV(4) 環境に配慮した処理体制の構築	51 ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理	
	52 収集・処理体制の脱炭素化の推進 重点	

川崎市資源循環型社会形成推進計画(抜粋)

第2編 第1期行動計画 第4章 具体的事業

事業No.	具体的事業	施策概要	事業内容 (R8~11年度)	一 廃	産 廃
49	リサイクル可能な事業系紙類の処理体制の見直し	○事業系焼却ごみの中に含まれる紙類の割合は減少傾向にありますが、依然として全体の4割を占めているため、リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けて取組むことで資源化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者に向けた事業系紙類のリサイクル方法等の普及広報の実施 ●本市資源化処理施設における事業系紙類の一部受入の検討 ●リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組 (R10~11年度) 	●	
50	一般廃棄物収集運搬業許可の適正な運用	○現状の許可業者により適正処理が確保されているため、一定の猶予期間ののち、再生利用を目的とするものを取扱う場合等を除き、当面の期間、新規許可を停止し、適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市の処理施設の搬入状況や毎年の実績報告書等にて適正処理の確保を実施 ●一般廃棄物収集運搬業の新たな許可の原則停止 	●	



図 内容審査
(事業No.48関係)